

令和 7 年第 3 回大台町議会定例会

提出議案概要



令和 7 年 9 月

報告第 5号 令和6年度健全化判断比率について

【理由】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率について、監査委員の意見を付けて、議会に報告するもの。

【内容】

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれの会計も黒字であることから算定されず、数値としてはない。

実質公債費比率は8.3%、将来負担比率は1.2%であり、4指標ともに早期健全化基準内である。

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.0)	— (20.0)	8.3 (25.0)	1.2 (350.0)

※（ ）内は早期健全化基準の数値

報告第 6号 令和6年度資金不足比率について

【理由】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の意見を付けて、議会に報告するもの。

【内容】

水道事業会計及び生活排水処理事業会計は、いずれの会計も資金剰余の状態のため、資金不足比率は算定されず、数値としてはなく、いずれの会計も経営健全化基準内である。

会計の名称	資金不足比率（％）
水道事業会計	— (20.00)
生活排水処理事業会計	— (20.00)

※（ ）内は経営健全化基準の数値

報告第 7号 株式会社フォレストファ이터ーズの経営状況について
報告第 8号 株式会社エム・エス・ピーの経営状況について
報告第 9号 株式会社宮川物産の経営状況について
報告第 10号 株式会社宮川観光振興公社の経営状況について
報告第 11号 道の駅奥伊勢おおだい株式会社の経営状況について
報告第 12号 株式会社奥伊勢ハイウェイパークの経営状況について

【理由】

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、第三セクターの経営状況を報告します。

【内容】

別冊「出資法人経営状況報告書」をご参照ください。

報告第 13 号 教育委員会の事務に関する点検評価報告について

【理由】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第 1 項の規定により、教育委員会の事務に関する点検評価報告を行うもの。

【内容】

教育委員会が令和 6 年度に実施した施策等（事務・事業）の点検・評価を行い、報告書を作成し議会へ提出するとともに、公表します。

詳しくは、別冊「令和 6 年度 教育委員会の事務に関する点検評価報告書」をご参照ください。

報告第 14 号 専決処分の報告について（和解について）

【理由】

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づく議会の委任による町長の専決処分事項（1 件 100 万円以下の法律上の義務に属する和解）について専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告するもの。

【内容】

令和 7 年 6 月 15 日正午頃、熊内集会所の駐車場において、相手方が車を後退しようとしたところ操作を誤り、熊内集会所前のゴミステーションに接触し設備を破損させた。

過失割合は大台町が 0 %、相手方が 100 %とし、損害賠償金 16,500 円を相手方が大台町に対し支払うことで和解した。

報告第 15 号 専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について)

【理由】

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づく議会の委任による町長の専決処分事項（1 件 100 万円以下の法律上の義務に属する和解及び損害賠償の額を定めること）について専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告するもの。

【内容】

令和 7 年 7 月 3 日午後 2 時 00 分頃、大台町健康ふれあい会館職員駐車場の除草作業において、飛び石が駐車中の相手方の車両左後方のガラスに当たり損傷した。

除草作業を実施するにあたり、注意不足により発生した事案であることから、双方協議の結果、大台町の過失割合を 100% とし、損害賠償金 63,800 円を相手方に支払うことで和解した。

同意第 1 号 大台町農業委員会委員の任命について

【理由】

農業委員会委員の 1 名が、令和 7 年 6 月 13 日に辞任したため、その後任を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるもの。

【被任命者】

氏 名： せき やすお
関 八洲雄

生年月日： 昭和 37 年 2 月 11 日生

職 業： 農業

主な経歴： 元 中学校教諭

任 期： 令和 7 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日まで
(前任の残任期間)

認定第 1 号	令和 6 年度大台町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2 号	令和 6 年度大台町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3 号	令和 6 年度大台町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4 号	令和 6 年度大台町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 5 号	令和 6 年度大台町水道事業会計決算認定について
認定第 6 号	令和 6 年度大台町生活排水処理事業会計決算認定について

【理由】

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度大台町一般会計ほか特別会計の歳入歳出決算について、監査委員の意見を付して、議会の認定を求めもの。

併せて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度大台町水道事業会計、及び令和 6 年度大台町生活排水処理事業会計の決算について、監査委員の意見を付して、議会の認定を求める。

【内容】

別冊「令和 6 年度決算の概要説明書」をご参照ください。

議案第 47 号 権利の放棄について

【権利の内容】

水道料金債権

【放棄する債権額】

- | | |
|---------|-------|
| (1) 件 数 | 1 件 |
| (2) 債権額 | 3 0 円 |

【権利放棄の理由】

- (1) 債務者の所在が不明であり、財産の在否も明らかではなく、消滅時効の期間が経過したものであることから、債権を放棄する。

議案第 4 8 号 財産の無償譲渡について

【理由】

令和 7 年度において、既に区の承諾を得て公の施設としての位置づけを廃止した下記の施設において、当該施設の管理者である区（認可地縁団体）に対して無償譲渡を行いたいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

【内容】

➤ 財産の表示

佐原集会所

所 在 地 多気郡大台町佐原字宮前 4 4 2 番地 3

構 造 鉄骨造スレート葺き平屋建

延床面積 3 5 6 . 9 7 m²

➤ 相手先

三重県多気郡大台町佐原

佐原区

**議案第 4 9 号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定について
(日進放課後児童クラブ館)**

【理由】

大台町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により、対象となる公の施設について、管理を委任する指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

【公の施設の名称】

日進放課後児童クラブ館

【指定管理者となる団体】

大台町栃原 1 6 9 2 番地 1

日進学童保育ペンギンクラブ

【指定の期間】

令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

議案第50号 大台町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

【改正理由】

令和6年8月8日の人事院勧告及び令和7年4月25日に公布された人事院規則の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うもの。

【改正内容】

- 1 妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向配慮等
 - (ア) 情報提供と意向確認
妊娠・出産を申し出た職員に対し、育児休業制度の情報提供に併せて両立支援制度の情報提供及び制度利用の意向確認を行うことを義務付け。
 - (イ) 職業生活と家庭生活の支障改善
子の心身の状況や職員の家庭の状況に起因する職業生活と家庭生活との両立の支障となる事項について、職員の意向確認を行うこと、また、その事項に配慮する措置を義務付け。
- 2 3歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に関する情報提供・意向確認等
 - (ア) 情報提供と意向確認
3歳未満の子を養育する職員に対して、育児と仕事の両立支援制度の情報提供及び制度利用の意向確認を行うことを義務付け。
 - (イ) 職業生活と家庭生活の支障改善
3歳未満の子の心身の状況や職員の家庭の状況に起因する職業生活と家庭生活との両立の支障となる事項について、職員の意向確認を行うこと、また、その事項に配慮する措置を義務付け。

【施行期日】

令和7年10月1日

議案第 5 1 号 大台町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

【改正理由】

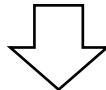
令和 7 年 1 月 8 日に公布された地方公務員の育児休業等に関する法律（令和 7 年法律第 5 号）及び令和 7 年 4 月 2 5 日に公布された人事院規則の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うもの。

【改正内容】

・ 現行の部分休業

- 1 日につき 2 時間の範囲内（30 分単位）で取得
「勤務時間の始まりと終わり」にのみ取得可能

8:30	9:30	16:15	17:15
1時間	勤務	1時間	



・ 改正後の部分休業

①第 1 号部分休業

- 1 日につき 2 時間の範囲内（30 分単位）で取得
「勤務時間の始まりと終わり」にのみ取得可能とする要件を廃止

8:30	9:30	16:15	17:15
1時間	勤務	1時間	

②第 2 号部分休業

- 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの期間において、7 7 時間 3 0 分
（10 日相当）の範囲内（1 時間単位）で取得

8:30	17:15
2 時間以上の取得や 1 日単位で取得することも可能	

【施行期日】

令和 7 年 1 0 月 1 日

議案第 5 2 号 大台町集落生活改善センター条例の一部改正について

【改正理由】

大台町公共施設個別施設計画に基づき自治会へ譲与等を行う集落生活改善センター（地区集会所）の一部施設について、公の施設としての位置づけを廃止するため、所要の改正を行うもの。

【改正内容】

（１）対象施設

- ・ 上真手集会所
- ・ 菌集会所
- ・ 南集会所

（２）廃止理由

地元自治会へ譲与予定

【施行期日】

令和 7 年 1 0 月 1 日

**議案第 5 3 号 大台町公共下水道条例及び大台町水道事業給水条例の一部改正
について**

【改正理由】

大規模な災害その他非常の場合に想定される、指定工事事業者（給水装置工事及び排水設備工事）の確保困難に対応するため、他の水道事業者及び市町村長が指定した工事事業者を活用できるよう、所要の改正を行うもの。

【改正内容】

別添「令和 7 年 第 3 回大台町議会定例会資料」をご覧ください。

【施行期日】

公布の日

**議案第 5 4 号 大台町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部
改正について**

【改正理由】

大台町消防団の団員数減少を踏まえ、現状に即した定数とするため、所要の改正を行うもの。

【改正内容】

➤ 定員（第 2 条関係）

	(改正前)		(改正後)
団員の定数	4 0 5 人		3 3 5 人

【施行期日】

令和 7 年 1 0 月 1 日

議案第 55 号 令和 7 年度大台町一般会計補正予算（第 3 号）

議案第 56 号 令和 7 年度大台町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 57 号 令和 7 年度大台町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 58 号 令和 7 年度大台町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

別冊「令和 7 年度補正予算説明資料（第 3 回定例会）」をご参照ください。